

【池袋】住宅設計 CAD 科

6ヶ月コース

住宅設計に必要な知識とCAD製図の技術、プレゼンテーションを基本から学び、早期就職を目指します。

受講者募集

【訓練期間】

2024年3月22日～2024年9月20日

【募集期間】

2024年2月1日～2024年2月16日

職業訓練
受講料無料
教科書代は自己負担となります

未経験でも大丈夫！

建築業界の未経験者でも、CADの未経験者でも、初歩から教えますので安心して学ぶことができます。

CADの操作だけでなく、手描きでの設計手法、住宅設計の考察、3Dやパースでの表現、そしてプレゼンテーションの方法等、建築業界で働く際に必要なスキルを包括的に学びます。

就職にも強くなる

最終的には、自ら設計した建物のCAD図面の作成からプレゼンテーションツールを行います。設計した建物は成果物として就職活動の際に役立てることができ、より採用に近づくことが出来ます。

CAD操作、建築の知識、 建築設計の面白さを伝えます

CADをただ使えるようになっても描いた図面が何を意味しているのか理解できないと仕事になりません。図面は人に伝えるための道具でしかないので、自分が説明できないものは人に伝えることは難しいでしょう。本訓練では、建築図面を理解するのに必要な知識と人に伝わりやすい図面を学びます。また、自ら設計することで、設計の楽しさや奥深さを学ぶことができ、実務での経験に大いに役立ちます。

丁寧に教えます！

受講生それぞれがちゃんと理解できるように、親切・丁寧に教えます。未経験でも安心して学びにきてください。

施設見学会（事前予約制）受け付けております。是非お電話ください。

第1回 2月5日13:30 第2回 2月7日13:30 第3回 2月9日13:30 第4回 2月14日13:30

※その他の日程につきましてはお電話にてご相談ください。

訓練番号 5-05-13-002-18-1000

実践コース 住宅設計 CAD 科

訓練期間 2024年3月22日～2024年9月20日

訓練時間 9時10分～14時35分

募集期間 2024年2月1日～2024年2月16日

選考日 2024年3月4日(月)

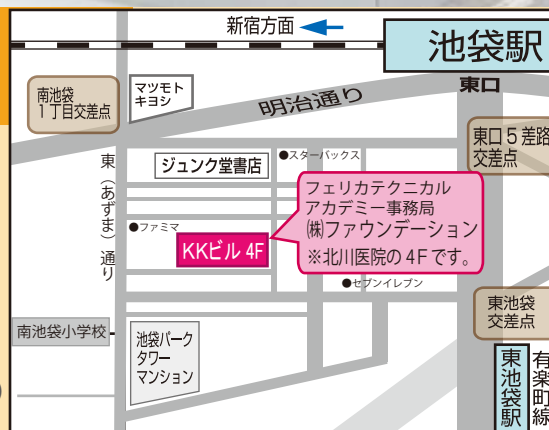
選考方法 面接

定員 15名

選考結果通知日 2024年3月8日(金)発送

受講要件 基本的なPC操作が出来る方(起動、保存、印刷、タイピング(ローマ字入力)等)

申し込み方法 居住地を管轄するハローワークで相談のうえ、お手続きください。



【池袋】住宅設計 CAD 科

● 受講料 無料

教科書代、9,540円。
上記費用は自己負担となります
のでご了承ください。

● カリキュラム概要

学 科	就職支援	履歴書・職務経歴書作成指導、面接指導
	安全衛生	VDT作業と安全衛生管理
	CAD知識	CADの概念、システム、パソコン基礎、ファイル形式等
	CAD基礎	画面構成、図形、操作概念
	建築概論	建築業界の生産体系
	建築の基礎知識	建築法規、建築設計の知識
	手書き建築図基礎	建築図の詳細図面の手書き手法
実 技	CAD操作実習	家具図面、躯体図面の作図、ブロック機能活用演習
	建築図面作図実習	図面の構成、作図規定に則した建築図面の作図
	木造建築図面実習	木造の平面図・断面図・立面図・展開図の作成、建築基準法に基づく構造種別・材料選定・設計仕様の作成、設備什器図面の導入演習
	建築パース実習	スケッチパース技法による建築空間の表現演習
	マンション設計製図実習	リフォーム設計に必要な建築図面の作図
	鉄筋コンクリート造建築図面実習	鉄筋コンクリート造の詳細な建築図面の作図
	建築プレゼンテーション実習	PhotoshopやIllustratorによるプレゼンボードやヴィジュアル画像の作成
	戸建住宅設計製図実習	住宅設計に則した平面図・断面図・立面図の作成、住空間の構成演習、材料や設備什器の選定、建築基準法に基づく設計製図演習
建築設計作品発表	設計した成果物の作品発表演習	

● 修了後に取得
できる資格

(任意受験)
建築CAD検定2級
10,500円
CAD利用技術者試験2D2級
6,050円

● 訓練概要

AutoCADを使用した建築製図、手
描きやパースによる空間表現など
建築製図に必要な技術を一級建築
士の講師より学び、習得します。

● 就職を想定する
職業・職種

CADオペレーター
建築設計補助

● 職業人講話

「時代に合わせたリノベーション」
ヒューマンリソシア株式会社
「業界について、キャリアアップに必
要な技術と意識」
パーソルテンプスタッフ株式会社
「業界について、受注から納品までの
仕事の流れ」 株式会社アミック
「業界について、求める人材、設計の
プレゼンについて」
株式会社コンテック

現役の一級建築士が講師です。

講師は、自らの設計事務所を持ち、現在も建築業界で活躍する建築設計のエキスパートの方ばかりです。一般的な教科書の内容をなぞる教え方だけではなく、現在の建築業界で必要とされるスキルなどを反映し、教科書では決して習得できない内容を盛り込んで授業は進行していきます、実務に直結しやすい内容を日々習得していきます。

もっと詳しく知りたい方は WEB サイトもあわせてご覧ください。

■ 住宅設計 CAD 科 WEB サイト

http://www.felica.info/kikin/3d_cad.shtml

職業訓練受講給付金について〈支給要件該当者に支給〉

※詳細につきましては、居住地を管轄するハローワークにてご確認ください。
※施行規則の改正により、内容が変更になることがあります。

◆支給対象となる方◆

- ① 全ての訓練実施日に出席することやむを得ない理由により欠席し、証明が出来る場合（育児・介護を行う方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方は、証明が出来ない場合も含む）であっても、支給単位期間（*1）で8割以上の出席（*2）が必要です。
- ② 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ③ 本人の収入が、支給申請対象の支給単位期間中において8万円以下であること（※3）
- ④ 世帯全体の収入が、支給単位期間中30万円以下であること（※3※4）

職業訓練受講手当：月額10万円

通所手当：通所経路に応じた所定の額（※）

※最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路及び方法による運賃等の額となります。
※交通機関を利用する方は、自宅から訓練施設までの最短距離が2km以上の場合に支給されます。
※支給申請の際、通所経路確認のため、定期券等の提示を求められることがあります。

- ⑤ 世帯全体の金融資産が300万円以下であること（※4）
- ⑥ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑦ 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受講する人がいないこと（※4）
- ⑧ 既にこの給付金を受給したことがある方は、前回の受給から6年以上経過していること（※5）
- ⑨ 訓練期間中～訓練終了後、指定来所日にハローワークに来所し職業相談を受ける方
- ⑩ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

※1「支給単位期間」とは、訓練開始日を起算日として1ヶ月ごとに区切られた給付金支給の対象となる個々の期間をいいます。
※2原則としてすべてのカリキュラムに出席することが必要です。また、やむを得ない理由による遅刻・欠席・早退があり、1日の時限（コマ）数の半分以上出席している場合は、「12分の1日出席」と取扱います。

※3ここで言う「収入」とは、給与・賞与などの稼働収入のほか、年金その他全般的収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。
※4ここで言う「世帯」とは、本人のほか、「同居」または「世帯を一つにする別居」の配偶者・子・父母を指します。
※5基礎コースに続けて公共職業訓練もしくは実践コースを受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。

【注意事項】求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行うための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練受講の継続ができなくなるほか訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となることがあります。

◆寄宿手当◆：月額10,700円

※「職業訓練受講給付金」が支給されないときは、支給されません。

支給対象となるのは、以下の①～③のいずれかに該当するため、公的職業訓練の訓練施設に付属する宿泊施設やその他の施設（アパート、貸間、下宿など）に寄宿する必要があるとハローワークが認めた方です。

- ①通常の交通機関を利用して通所するための往復所要時間がおおむね4時間以上であるとき
- ②交通機関の始（終）発等の便が悪く、通所に著しい障害を与えるとき
- ③訓練を受講する訓練施設の特長性によって寄宿を余儀なくされるとき